

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県病院局財務規程（平成 16 年病院局管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）及び本件委託契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する委託契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県立ふくしま医療センターこころの杜院長 橘高 一

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 1 号様式。以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記 5 の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

ア 過去 2 年の間、本件業務と同等の業務を履行した実績として、実績の分かる実績証明書（任意様式）又は契約書の写し等

5 入札書の提出日時等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 8 年 3 月 19 日（木） 16 時 00 分 福島県立ふくしま医療センターこころの杜 事務部
なお、郵送による申請は可とする。

(2) 入札書及びその添付書類の提出日時及び提出場所

令和 8 年 3 月 24 日（火） 10 時 00 分
福島県立ふくしま医療センターこころの杜 1 階 集団療法室
なお、郵送による入札は不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

令和 8 年 3 月 24 日（火） 10 時 00 分
福島県立ふくしま医療センターこころの杜 1 階 集団療法室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第 2 号様式）に必要とする事項を記載し、指定日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書の写し

イ 委任状（第 3 号様式。代理人が出席し、入札する場合。）

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。（押印を省略する場合は、「本件責任者及び事務担当者」の氏名及

び連絡先を記載すること。)

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。(押印を省略する場合は、「本件責任者及び事務担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。)

7 入札保証金

財務規程第 192 条第 1 項第 5 号の規定により入札保証金を免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には入札金額の 100 分の 3 に相当する額を納めなければならない。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記 5 で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記 6 の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、1 回に限り再度入札に付すことができるものとする。

9 入札者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、提出した関係書類につき、福島県立ふくしま医療センターこころの杜院長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書等を熟知し、暴力団の排除に関する誓約事項(別添)を承諾のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第 4 号様式)により福島県立ふくしま医療センターこころの杜事務部に令和 8 年 3 月 1 6 日(月)午後 4 時までに説明を求めることができる。

回答は、福島県立ふくしま医療センターこころの杜ホームページに掲載する方法による。

回答予定日：令和 8 年 3 月 1 8 日(水)

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札(押印を省略する場合は、「本件責任者及び事務担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。)
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (10) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとする。
- (3) 財務規程第174条各号(別記)に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の提出

落札者は、次の各号に掲げる場合においては、落札決定の日から起算して7日以内に、当該各号に掲げる措置を行わなければならない。ただし、院長の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- (1) 契約書を作成する場合、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えてこれを契約権者に提出すること。
 - (2) 契約内容を記録した電磁的記録（以下、「電子契約書」という。）により契約を行う場合、契約権者が指示する電子契約書に契約権者が定めるところにより電子署名を行い、関係書類を提出すること。
- 2 落札者が、前項に規定する期間内に前項各号に定める措置を行わないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約の確定時期

契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、甲及び乙が電子署名を行ったときに確定するものとする。

17 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、こころの杜（kokoronomori@pref.fukushima.lg.jp）宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。（電子契約サービスのページ／<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

18 契約条項

契約書及び財務規程による。

19 当該契約に関する事務を担当する部門

福島県立ふくしま医療センターこころの杜事務部

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

別記

福島県病院局財務規定（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 174 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び管理者がこれに準ずるものと認める法人であること。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第 2 項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 契約の相手方が、過去 2 年間に国(予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。以下第 192 条第 1 項第 2 号において同じ。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 192 条第 1 項第 2 号において同じ。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第 192 条第 1 項第 2 号において同じ。))又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 192 条第 1 項第 2 号において同じ。))とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7)～(12)

(略)